

『公立義務教育諸学校の学級編制及び
教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案』

田島（一）委員 民主党の田島一成でございます。

引き続き、質問をさせていただきたいと思えます。

金森局長、今の質疑の答弁を聞かせていただいて、本当に大丈夫なのかなという気持ちが、私、非常に高まってまいりました。人数がふえるということに対して異を唱えるものでは全くありません。しかし、残念ながら、地方の教育現場が本当に求めている今回の千人の純増なのかどうかを考えたとき、これはやはりしっかりとした議論を重ねないとだめだな、そんなふう思ったところでもあります。

笛吹けど踊らずという言葉があります。せっかく文部科学省が現場の教師と子供たちが向き合う時間をつくろうとしているにもかかわらず、それが、現場としては反応が鈍い。四十七都道府県のうち三十五都府県が見送ろうというこの事態、これはやはり看過できないな、そんなふうには思っているところでもあります。

とはいえ、まずベースをきちっとつくっていくこと、これは大変大事なことだろうというふうに思うわけですが、ただ、先ほども行革推進法との関係の問題点を指摘される中で、千人の純増を措置するため、これによって新たにどこかにしわ寄せが出てきはしないだろうか、そんなふうに思うわけがあります。三十五都府県が見送るという事実を受けて、千人をふやす、しかし、それが結果的に他の職種にしわ寄せが万が一一起こるんだとするならば、これはやはり慎重に考えていかなければならない今回の法改正ではないかというふうに思うわけですが、千人をふやすことによってしわ寄せがどこかに及ぶかどうか、削減される職種がほかにあるかどうか、まずこの点を確認させていただきたいと思えます。

渡海国務大臣 今回の千人でございますが、先ほどの牧議員の御質問でもお答えをいたしましたけれども、これまで十七年度以降行ってきました定数削減、そして今後の見通しといたしますかトレンド、実績等において、ぎりぎりのところで行ったものでありまして、それが行革推進法の範囲内ぎりぎりというところで行っておりますから、そういった意味では、どういたしますか、今までの実績をある部分に使わせていただいたというふうな部分もありますし、これから先のことというのはまた別の話になりますけれども、直接的にこれが関係をするというふうには思っておりません。

いずれにしても、地域の実情はいろいろございますから、そういった中で、各地域で、例えば先ほど給食の安全性というお話もいただいたわけでございますが、その他職員の皆さんの部分につきましても、これは地域がさまざまな御努力をされておるわけでございますから、そういったこと等を含めてこれからの問題は考えていきたい、そういうふうに思っております。

今回の千人につきましては、これまでの基本的な実績それから見通し、そういうもので行っておりますので、では、全然関係がないかと言われれば関係がないと言うことは難しいと思えますけれども、今まで行われてきた、そういったことの中においてぎりぎりこの数を確保したと御理解をいただければいいのではないかとこのように思っております。

田島（一）委員 何か微妙な発言をちょっと最後にされたので、私は何かその含みが大変気がかりな

んですけれども。

当初、概算要求では七千二百二十一人という増員を要求されていたわけでありまして、千人というと、計算するとわずか一四%程度の充足だ。果たしてこれだけで満足ではないというのは、概算要求の数字との違いで明らかではないかというふうに思うわけでありまして。やはり大臣もそれから総理も、先生が子供と十分に向き合う時間を確保することが重要とこれまでずっと認識もされ、公式の場でも発言をされてきたわけでありましてけれども、本当にこれで十分に向き合う時間を確保すること、ふやすことができるというふうにお考えなのかどうか、それがやはり尋ねたい部分でもありますし、これから先のことについては別の話だと今答弁なさったわけなんですけれども、別の話ならば別の話として、では、来年度以降、実際、これから先として、毎年千人ずつふやしていく考え方を政府として持っているのかどうか、その点、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

渡海国務大臣 確かに、概算要求に対して少ないじゃないかと言われたら、先ほども申し上げましたが、なかなかつらいところがあるなというのが正直な実感でございます。

ただ、御案内のように、我々は、教師が子供と向き合う時間をできるだけふやしたいということで、非常勤という形ではございますけれども、七千人という枠、それに千八百カ所、これは各市町村に一つというふうに今考えておりますが、学校支援地域本部を新たにつくりまして、地域が学校のいろいろな問題を支援していくということによって、従来の先生方のいろいろな仕事を軽減しようというふうなことも計画をしております。

それから同時に、これは昨年末もやらせていただいたことなんです、例えば事務作業というのを減らせないか。要は、必要ない調査、モデル事業等がたくさんあり過ぎるんじゃないかという、これは私の問題意識でございます。有識者そして関係者の皆さんにいろいろと御議論をいただいて、まず我が省で数を減らす、そして都道府県教育委員会でもそういった調査物を減らすといたしますか、そういったことも考えていただいて、できるだけ学校の負担を少なくしようということも考えております。

それらが相まって、先生が生徒に向き合う時間というものがふえてくれれば非常にいいなということでやっておりますから、来年以降のことといたしますか、来年はどうするんだと言われるんですが、それはこれからの検討でございますので、今ここで即座にどうするということは答えられないわけでございますけれども、そういったことに加えて、さらに我々としては、向き合う時間がふえるように、しっかりと八月に向けて概算要求をしていきたいというふうに思っております。

田島（一）委員 やばな質問だったかもしれませんが、概算要求で七千人からの要求を出されていたという背景からすると、やはり少なくともこの一年必要なのは七千人の数だというふうに私たちは理解をしておりますし、それについて足りない、一四%しか充足していないという現実からすると、それは来年度の概算要求はもちろんのことでございますけれども、適正にお考えの根拠たるものはやはり一定示していただかないと、私たちも、今回のこの数字が本当に適正なのか、このやり方でいいのかどうかを判断しづらいところがあります。

そういうところを、余り無責任な感じで、来年のことはわからないというふうにやられてしまいますと、私たちもこれは判断のしようがありませんので、そこは大臣、ぜひ御認識をいただいた上で、やはり丁寧な御答弁をいただかないと困るな、そんなふうに思うわけでありまして。

それはそうといたしまして、先ほども行革推進法の問題点についても牧委員の方からかなり質問をされた中であります。先ほどの大臣の御答弁も振り返りますと、これは十七年から二十二年というふうに

決まってしまったことだから、何かとり方によると、とりあえずは二十二年までの辛抱だから我慢しているんですよねというようなニュアンスにしかやはり受けとめられないんですね。五年間というスパンの中での行革推進法ではありますけれども、この五年間の中でも、やはり現場では子供たちが教師と向き合い、そして学び、そして成長していているわけですよ。この五年間だけ文科省としては辛抱すればいいことかもしれませんが、現場の先生方、現場の子供たちは結局そのしわ寄せを食らっているのが現実なんですね。

だから、五年だけ辛抱すればいいというようなニュアンスをもしお持ちだったとしたら、やはり訂正していただかなければならないし、誤解を払拭していただかないと、これは文科省の責任問題にもなるかと思うんです。政府としての考え方にもひびが入ってくるかと思うんです。その点、もう一度、しっかりと現場に届けるメッセージのつもりでお答えいただきたいと思います。

渡海国務大臣 もしわからないというふうに、これからやりますというつもりで言ったんですが、言葉足らずだったとしたら、それは訂正をさせていただきたいと思います。

それと、よくそれは理解をしていただきたいんですが、牧委員が言われたことは、少子化とそれから行革法がおかしいんじゃないかと言われたから、この期間においてはこういうことですよというのでお答えをさせていただいたわけございまして、私は何も、この五年間はしょうがないということを申し上げているわけではありませんので。もししょうがないと思うのであれば、例えば、去年この概算要求を出して、しかも我々は年末の予算で、五十五条の三項はとにかく状況が変わったんだから関係ないんだと言って、予算の段階で主張はしなかったわけありますから、そのことは、私も名誉のために言わせていただきますので御理解をいただきたい、誤解のないようにいただきたいというふうに思います。

田島（一）委員 前向きに受けとめさせていただきたいと思います。

やはり待たなしの教育現場、常に現場は動いているわけありますから、そのことを受けとめて、ぜひこの行革推進法、この後、自民、公明の与党の先生方も質問に立たれるわけありますから、この問題点、矛盾点については厳しく御指摘を多分いただけるんだろうというふうに私も期待をしており、そちらの方にお譲りをしていきたいと思っています。

さて、関連する問題点について幾つか指摘をしていきたいと思います。

まず、外部人材活用事業であります。先ほども、学校支援地域本部事業について一定お触れになりました。私たちも、杉並区立の和田中学校を実際に視察もさせていただきましたし、地域本部の本部長さんとも意見交換を随分重ねてまいりました。

新たな取り組みに対してこうして積極的に取り組んでいこうという、その前向きな姿勢は評価をするところでもありますけれども、同じように、子供たちと先生が十分に向き合う時間をふやすための措置として、今回のこの教職員定数の改善のほかに、外部人材の活用ということで、退職教員等の外部人材活用事業というのが盛り込まれています。

習熟度別の少人数指導であるとか、小学校の高学年の専科教育充実というようなために、都道府県が非常勤講師を配置する場合は三分の一の事業補助をする内容というふうに聞いておりますが、これは、いっても、しょせん単年度の措置でございますね。七千人という数が見込まれているところでもありますけれども、単年度で果たして本当に効果が発揮されていくというふうにお考えなのかどうか。

長年の経験に基づいた退職教員の能力を活用していこうという趣旨は、意図するところはわかりますが、果たして、身分の不安定さや、また現場と、それから、過去やってこられた経験知に基づく方法と

そごが起こったりだとか、いろいろな問題が生じていくのではないか。退職教員といえば、その学校の校長先生以下学校の教職員よりも年上の、いわば教職員の大先輩でありますから、果たして学校という一つの組織の中で意思命令系統がきちっと徹底をしたりできるのかどうか、そのような危惧をするところでもあります。

先輩に向かって、ああしてください、こうしてくださいとなかなか言いにくいのは世の常であります。そういった非常に素朴な疑問も含めて、どのようにお考えのこの外部人材活用事業なのか、御説明をいただけないでしょうか。

渡海国務大臣 趣旨は今先生の方からお話がありました。どうしているかということはおわかりなんでしょう。

先生が今御心配になったような問題、そういった問題は私はゼロとは言えないと思います。これは、そういうことが起こらないようにやはり工夫をしていかなきゃいけない。

ただ、一方、そういったベテランの先生、また、いろいろなノウハウを持っていらっしゃる先生が大量に団塊の世代で退職をされるわけにありますから、そういった人材をやはり有意義にこれからも使っていくというふうなことを積極的にやるべきじゃないかという意見も非常に多いんですね。

ですから、そういう意味で、この非常勤講師の問題というのは、そういう能力を持った方々が活躍していただける場所をどうやってうまくつくっていくかということと、そのことで現場がいろいろな混乱を起こさないということを考えながら、そして、総合的に考えた場合に、その先生方が活躍していただくことで今の現場の先生方の負担が減るということ、やはりそれぞれうまくやっていかなきゃいけないんだろうなというふうに思います。

完全に心配がないと言い切るのはなかなか難しいかもしれませんが、そういう心配がないように、どうやってこれからうまくやっていくかということ、もちろん我々も問題が起これば考えていかなきゃいけないだろうと思いますし、また現場で考えていただきたい、また都道府県教育委員会も、そういった趣旨をよく理解して現場の指導をしていただきたいというふうに考えております。

田島（一）委員 何やら見切り発車的な印象を私、今の答弁を聞いて思ったわけがあります。ねらいとするところは私も本当に理解しているつもりなんです。

しかし、そういった問題点、心配はゼロではないというふうにお認めいただいた大臣ですけれども、その心配をやはり一定払拭してスタートしていかないと、これ、やったはいいけれども現場が混乱した、組織として学校経営がうまくいかなかったというようなことになってしまえば、結局、しわ寄せを食らうのは現場の先生方であるとか子供たちであります。モデルケース的なそういった事業展開を踏まえて、きちっと精査をした上でスタートしていくなればいいんですけども、走りながら考えていく難しさというのは、なかなか現場はしんどいと思うんですね。

これについてはこれ以上触れませんが、その点、どうぞこの疑問を払拭できるような対応をきちっとやっていただきたい、そのことを強く要望しておきたいと思っております。

それと、その他の教職員に関してなんですけれども、まず、学校事務職員の増員についてであります。

今、地域本部についてもお触れいただいたわけですが、今回は、予算案の中では学校事務職員の増員については見送りされたところであります。地域本部自体も、それこそ先進的にやっていらっしゃる和田中学のようなケースと、また、それによって実際に学校事務がどれだけ軽減されたのか、先生方の負担量が減ったのかというような検証というのが、まだまだデータの的にはそろっていないというふ

うに思うんですね。

その割には、以前私もこの委員会で指摘させていただいた学校給食費の滞納問題、その徴収事務に学校の担任の先生方が、学校が終わって勤務時間外に家庭訪問をしたりとかというような大変な実態等々もお示しをさせていただきました。そうなってくると、今度は個人の情報保護といったような観点等々もあり、地域本部とかでそういう事務が受け入れられるのかどうかだとか、そういったいろいろな問題もまだついてくるわけでありまして、地域本部を立ち上げれば学校の事務が全部軽減されていくんだというふうにすばっとはいかない現実もやはりあるかと思えます。

学校事務の職員の増員等について、今回見送りをされたわけでありまして、将来的にどのような展望を描いていらっしゃるのか、お示しをいただけませんかでしょうか。

金森政府参考人 お答えを申し上げます。

教育再生の取り組みを真に実効あるものとし、子供たちの学力の向上と規範意識の育成を図りますためには、教員が子供と向き合う時間を拡充することができるよう、学校現場で日々頑張っている教員を支援する体制が必要でございます。

このため、平成二十年度概算要求におきましては、教員の事務負担を軽減することといたしまして、学校事務職員の定数改善を盛り込んだところでございますが、平成二十年度予算案におきましては、行革推進法の範囲内で小中学校の教員について定数改善増を行うこととしたところでございます。

二十一年度以降の教職員定数のあり方につきましては、今後検討していきたいと考えているところでございます。

田島（一）委員 検討は、ふえる、ふえないにかかわらず、やはり毎年検討されるべきことなんですね。どういう姿勢で検討していくのか、そこをお答えくださいよ。ふやしていくべきだというふうに検討していくのかどうか。お願いします。

金森政府参考人 お答えを申し上げます。

教員が子供と向き合う時間を拡充するため、学校現場で日々頑張っている教員を支援する体制が必要でございますものですから、私どもといたしましては、教員の事務負担を軽減するということとして、二十年度予算案におきまして、教職員定数の改善を初め、退職教員等の外部人材の活用事業や、また学校支援地域本部の創設などを盛り込んだところでございます。

学校事務職員につきましては、今回、二十年度予算案では増員が見送られたところでございますけれども、私ども、学校事務職員が学校の中で果たす役割の重要性にかんがみ、それらも含め、全体として学校の事務負担が改善され、また充実した教育が行われるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

田島（一）委員 今の答弁で決して満足したわけではありませんけれども、現状がどうなっているのかということを通じて調査した上で、やはり必要だ、いや、必要ではないという判断をしていかなければいけないと思うんですね。現場の実態をどこまで把握しているのか、この点について、それこそ私、伊吹大臣にお願いをして、教職員の勤務実態調査をしていただいた経緯がありました。四十年以上調査されなかったものにメスを入れていくと、いろいろな問題点が明らかになってきたところでもあります。

平成十八年の教育職員に係る懲戒処分等の状況の調査においては、病気休職者数は七千六百五十五人

と、前の年に比べて六百三十八人増加をしています。在職する先生の数というのは減っているんですけども、病気で休職している先生の数は年々増加をしている。一九九五年と二〇〇五年のこの十年間で見て、およそ三・三七倍に増加をしているのがこの病気休職者数であります。この増加傾向の甚だしさ、とりわけ精神性疾患による休職者数、これは四千六百七十五人と、全体休職者数の六割を超えているという実態があります。

前にも文科省に、伊吹大臣にお尋ねもしてきましたけれども、渡海大臣はこの要因をどのようにお考えでいらっしゃるのか。この数、何が原因で増加しているというふうにお考えか、今、検討、判断をされていこうとお考えなのか、お示しをいただきたいと思います。

渡海国務大臣 やはり一つは、現場で起こっている問題というのが非常に複雑になっているんじゃないかと私は率直に思います。

この職につきましてから、いろいろなお話を聞かせていただく機会が多くなったんですが、やはり自分たちがいたころ、自分たちの子供が学校にいたころ、そのころのことはよくわかっているんですけども、ふだん、学校の現場が、今、田島議員は、たしか体験もされたというふうに記憶をいたしておりますけれども、自分でそこへ行ってやっているわけでもありませんし、私は余りできのいい親ではなかったかもしれませんが、父兄会というのは一回しか行ったことがなくて、そんなことも含めて、家内に任せ切りだったものですから。

そういう意味では、最近、いろいろ聞くと、ああ、学校はこれだけ変わってきたのかというふうな感じがいたします。父兄への対応の問題、そしてまた、さまざまな要求ですね、学校に対する要求が随分変わってきているな、そんなことを考えたときに、先生方にかかっている精神的負担というものが以前に比べてやはり大きくなっているのかな、それが率直な私の感想でございます。

また、現代社会というのは、学校だけに限らず、コミュニケーションにおいて非常にさまざまな問題が起こっている社会でございますから、当然、そういうことについても原因があるかと思っておりますけれども、そういったことが複合的に作用して、学校の先生方においても、今言われたような数字の増加というものが見られるんだというふうに理解をいたしております。

田島（一）委員 その認識の方向性は否定するものでもありませんし、ぜひ現場にお出向きいただきたい。文科省のお役人さんをそろそろ引き連れて、公式の場ではない、お忍びでぜひ一度現場に赴いていただきたいと私は思います。

教職員というのは、教壇に立てば先生でありますが見方を変えれば、教育労働者という視点からも当然この問題を解決していかなければならないというふうに私は思います。

二〇〇八年の四月から、すべての学校を対象に、この改正労働安全法に基づいて、長時間労働者への医師による面接指導体制の準備が今義務化をされていくわけでありまして、二〇〇六年度の全国公立学校の数字ですと、この整備状況はわずか二二%にしか来ていないわけでありまして、時間外勤務の管理等の整備がやはり何よりも急がなければならない問題だというふうに私は考えております。

現場のこうした病気休職者数がふえ続けている現状を踏まえて、とりわけふえているウエートの多い精神性疾患の休職者数を抑えていくための手だてが急務だというふうに考えておりますけれども、文科省として、来年度以降の整備体制についてはどのように考えていらっしゃるのか、ぜひあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

金森政府参考人 お答えを申し上げます。

公立学校教員の、特に精神性疾患による休職者数が多いというのは御指摘のとおりでございます、さまざまな要因が複雑に関係しているのではないかと考えているところでございます。

私どもといたしましては、各教育委員会に対しまして、校務の効率化や、また相談しやすい職場環境づくり、カウンセリング体制の整備など、教員の心身の健康の保持、増進について、各教育委員会の取り組みを従来から促しているところでございまして、今後とも、教員の心身の健康の保持、増進について、各教育委員会の取り組みを支援してまいりたいと考えているところでございます。

田島（一）委員 愚問かもしれませんが、改正労働安全法の施行に伴って、長時間労働者への医師による面接指導体制の準備、これは、二〇〇六年度は二二%ですけれども、四月からは確実に一〇〇%になるというふうに認識していいんですね。

金森政府参考人 お答えを申し上げます。

教員の心身の健康の保持、増進は大変大事なことでございますので、ただいま委員御指摘の点も含め、各教育委員会でさらに充実した取り組みが行われますよう、私どもも促してまいりたいと考えております。（田島（一）委員「質問に答えてよ。一〇〇%にできるんですね」と呼ぶ）

佐藤委員長 金森局長、質問の内容に的確に答えてください。

金森政府参考人 お答えを申し上げます。

来年度、必ず一〇〇%が達成できるかどうかということにつきまして、今直ちに数字がこうだというのは申し上げることができないわけでございますけれども、そういった大事な問題につきまして各教育委員会がしっかりと取り組みますように、これからも促してまいりたいと考えております。

田島（一）委員 私、これについて、数字が一〇〇になるかどうかという通告をわざわざしなかった責任かもしれませんが、ことしの四月からすべての学校が対象になってくるわけですね。一〇〇%にしないとだめなわけですよ、改正労働安全法に基づいては。やはりそのあたり、局長としてきちっと把握をしておいてもらわないと、これはイロハのイですよ、こんな話。あえてわざわざ質問したのがわからないみたいな、そんなこと言われると大変不安になってきます。

現場でこうした問題がある、教育委員会とも相談をしながらきちっと相談業務でやるとかカウンセリング体制を整えていきたい、これは毎回毎回お答えになっている話なんですね。大事なものは、きちっとした体制を整えてこうした病気休職者数の数をやはり減らしていくことなんですね。病気休職された先生がいれば、そのしわ寄せはそのほかの先生に行くわけですよ。

そういったことも考えていけば、なぜ現場でそういうように精神疾患等に苦しむ先生がふえてきているのか、その人たちを事前に、病でお休みなさる前に何とか解決していこうと手だてをするために、今回この改正労働安全法の中でそういう体制が、整備をなささいというふうにルール化されたわけなんですね。そこのところもやはりしっかり踏まえていかないと、現場の現状をどう解決していくのか、この精神疾患のウエートを減らそうという姿勢が本当に見られない状況で、大変ゆゆしき状況にあるんだなというふうに私は思うわけでありまして。

その点、大臣、どうですか。やりますとか何か、決意とか意気込みだけじゃなくて、その整備につい

て本当にやる気があるのかどうか、ちょっとお聞かせください。

渡海国務大臣 適正に対処したいと思います。

田島（一）委員 そういう答えですこんとやられてしまうと、なかなか続けにくいんですけども。ただ、現場の先生方が本当にしんどい状況にあるということは、大臣も多分聞き及んでいただいていることだというふうに思います。

私は、二年前の十月、この文科の委員会である新聞記事を引用して、当時の伊吹大臣にお示しをしたことがあります。北海道の公立小中学校で、教頭昇進試験を受ける教諭の数が十年前に比べて三分の一に減っているというゆゆしき事態を取り上げました。教頭先生といえば、一番早くに学校へ来てかぎをあけて、一番最後にかぎを閉めていくと一般的に言われているわけでありましてけれども、教頭試験、校長試験などの受験者数がどんどん減っているという、これは北海道だけに限った話かもしれませんが、こういう実態を示したのが二年前であります。

それ以降、この教頭試験や校長試験の受験者数の推移というものは調査をされてきたんでしょうか。もししたと言うならば、どんな結果が出てきているか、お示しをいただけないでしょうか。

金森政府参考人 お答えを申し上げます。

ただいま御指摘のございました教頭のなり手が減っているかどうかというようなことに関する全国的な状況について調査は行っておりませんが、例えば北海道の教育委員会について申し上げますと、公立小中学校の教頭昇任受験者の推移につきましては、例えば平成九年度は受験者が五百六十一名、平成十年度は四百六十九名でございましたけれども、それが平成十八年度は二百二名、平成十九年度は二百五十五名と、教頭昇任受験者数が減少しているという状況は御指摘のとおりでございます。

田島（一）委員 今北海道の事例しかない、全国調査はしていないということですけども、では、その北海道の事例をとって、これは全国的にもやはり同じ傾向だというふうに認識をされているのかどうか、お答えください。

金森政府参考人 お答えを申し上げます。

教頭の昇任試験の受験者数の増減につきましては、各都道府県によりまして、退職教職員の数でございますとか、あるいは児童生徒数の数の増減に差がございますことから、全国一律にそれが減少しているということではございませんで、都道府県によりまして増加や減少、いろいろな県があると承知をいたしております。

田島（一）委員 それだったら、やはり全国調査した方がいいんじゃないですか。する必要はないというふうにお考えなのかどうか。どうですか。

金森政府参考人 お答えを申し上げます。

公立の小学校や中学校での校長やまた教頭への任用につきましては、各都道府県の教育委員会が任命権者として行っているものでございますので、それぞれの県におきまして、今後、受験者数や希望者数がどういう状況であるのかということは把握をしていただくものと考えているところでございまして、

私どもといたしましては、各都道府県教育委員会においてそういったことの状況を踏まえた適切な校長や教頭への任用がなされることを期待しているところでございます。

田島（一）委員 私は、全国調査した方がいいんじゃないですかと申し上げたんですよ。都道府県にもう任せっ切りです、その都道府県によって違いがあると思います、これは北海道のたまたまの減っているという実態ですよというだけの報告であるならば、私は、この後、主幹教諭も結局同じことじゃないかということをおもうんですよ。だから、わざわざ教頭試験の北海道の事例をもう一度二年前の話をほじくり出して、今話を持ち出させてもらったんですね。

やはり責任が重い、負担が大きい、そして精神疾患等々の病気で休職しなければならないというようなこの数字、現場の実態を把握すれば、今回新たに主幹教諭という制度を設けても、教頭試験の受験者数が北海道で少ないという実態と同じように、主幹教諭になりたがらない先生がふえていくんじゃないか、そういう心配を私はしているんですね。だから、まず教頭試験のこの実態、受験者数の推移というのも全国的に調べた方がいいんじゃないですかというように提案を申し上げたのが二年前なんですよ。どうですか、それでもやはりしない方がいいんですか。各都道府県に任せておくべきことなんですか。

でも、今回の主幹教諭制度というのは、これは文科省がやることなんですよ。都道府県に任せっ切りのことじゃないんですよ。皆さんが責任を持ってやはりやるべきですよ。こうして負担も減りますよということをお示しして、今回千人の増員をするんじゃないですか。その根拠とした数字を把握しておかないと、結局、笛吹けど踊らずになりませんかという心配を私は今して質問をしているんですよ。

どうですか、それでもまだやらないというふうにお考えですか、お答えください。

金森政府参考人 お答えを申し上げます。

私どもがみずから全国的な状況の調査をやるということはありませんでしたけれども、そういった事柄につきましてのデータというものは、各都道府県教育委員会が任命権者としてある程度把握をしていると存じますので、さまざまな会議や打ち合わせなどの機会がございます、そういった際、都道府県の状況がどうなっているかということをお示しを教育委員会を通じてしっかりと把握をしてまいりたいと考えております。

田島（一）委員 把握をしていきたいというふうにおっしゃったわけですから、大がかりに調査してくれなくてもいいですよ。数字をきちっとやはり求めて出してもらうようにしてください。また次の機会にでも、その数字が出てきた段階でぜひ私どもに出していただきたいと思うわけですが、委員長、お取り計らいをお願いをしたいと思います。

佐藤委員長 ただいまの要求につきましては、理事会において協議をいたします。

田島（一）委員 今申し上げたように、この主幹教諭の職務というのも、校長や教頭、それから現場の先生に準じてやはり大変責任が重いということで、この役職に見合うだけの能力、また量的な人材を本当に確保できるのかどうかという不安も一方ではあります。

牧委員の質問、答弁でもあったとおり、四十七都道府県の中で三十五都府県が設置を見送るという話にも、財政的な負担であるとか、何か規則改正の準備が整わないというようなことが理由だというふうに答弁にもありましたけれども、それ以外に、実際になり手がいないというような不安もひょっとしてあ

るんじゃないかということ私を一方で心配するわけでありませう。

現場の実態というものをきちっと把握して、耳ざわりのいいことだけを聞いて判断をしていくと、結局そのしわ寄せは現場に来てしまう、だからこそ、しっかりと現場の状況を把握した上で取り組んでいただきたいというふうに私は思うわけでありませう。

最後に、大臣、私が申し上げたもろもろの質問、また懸念に対しての総括的な御意見をぜひ聞かせていただきたいと思ひます。

渡海国務大臣 いろいろな意見をいただきまして、ありがとうございます。

私はいつも思うんですが、法律もそうです、制度をつくっても、さまざまな制度というのは、やはりその本来の趣旨がうまく生きていかないと結果的には何にもならないということでありませうから、今いただいた御指摘も十分に踏まえて考えていきたい。

ただ、今回おぐれているのは、基本的には、初年度であり、地方の側の準備の問題もあろうかと思ひます。財政的な問題では、これは地財措置はちゃんとやるわけでありませうから、負担にならないようになつております。そのことも申し上げておきたいと思ひます。

いずれにしましても、先生がおっしゃつたようなことも踏まえ、状況把握といひますか、それにもしっかりと努めて頑張つていきたいというふうに思ひております。

最後に一つだけ。申しわけありません。最近、父兄とは言わないんです、保護者と言わなきゃいけないということで、以降、気をつけて……。

田島（一）委員 父兄会というのも今は保護者会というふうに呼んでおります。家内というキーワードも、今はちょっと神経を使った方がいいのではないかと指摘を申し上げて、質問を終わります。